

## 地域の生涯学習と学習情報の提供

中 村 誠\*

### 目 次

はじめに—地域づくりと生涯学習……………	49
第1章 地域における学習情報の提供……………	50
1 生涯学習振興政策における学習情報 提供の位置づけ事……………	50
2 学習情報の提供方法Ⅰ—市町村……………	50
3 学習情報の提供方法Ⅱ—都道府県……………	53
第2章 学習情報の利用及びニーズ……………	55
1 学習情報の利用状況……………	55
2 学習情報を何によって得たいか……………	55
3 生涯学習のために行政に望むこと……………	55
4 パソコン通信やインターネットによ る学習情報提供……………	57
第3章 市民参加の学習情報提供の方法と 課題……………	57
1 市民参加の学習情報提供の意義……………	57
2 市民参加の学習情報提供の態様……………	60
3 市民による情報提供の運営上の留意 点……………	61
4 学校に整備されるコンピュータ等の 生涯学習への活用……………	64
おわりに……………	67

### はじめに—地域づくりと生涯学習

戦前から戦後まもなくまでの第1次産業中心から、第2次産業の発展、そして第3次産業中心となってきた産業構造の変化、都市化などに

よる社会構造の変化、国際化、情報化の進展などにより、日本の地域社会は大きく変貌した。東京一極集中の進展とそれ以外の地域の経済力の相対的低下、雇用機会の減少、地域社会がこれまで教育、福祉などに果たしてきた役割を果たす力が低下していることが指摘され、地域をどのように活性化させるか、住み良い地域づくりはどのようにすればいいかが、今日大きな問題になっている。

その中で、情報化に関してみると、全国的・全世界的な情報化は、中枢機能の強化あるいは東京の国際金融センター化を通じて、これまでのところ、東京一極集中を強化する方向に働いているように思われる<sup>1)</sup>。1980年代半ばから、地域情報化が地域活性化の有力な手段と考え、地域情報化を進める政策が各省庁で行われ、地方公共団体もそれらを利用しながら情報化を進めてきた。それらは、個々に見れば成果をあげているものも多いが、東京一極集中の流れを逆転させるには至っていないと思われる。

このような地域経済の活性化はもとより重要であるが、それとともに、地域づくりを人々の生活面からとらえ、その地域に生きる人々が心豊かに生き生きと暮らしていくことを実現していかなければならない。

各地域においては、地域の諸活動や文化の基盤づくりのため、文化会館、市民センター、スポーツ施設など様々な公共施設がつけられてきた。このような施設・設備（ハード）は整ってきたが、それを動かすための組織やシステム、

\* 中村 誠 前信州大学経済学部教授、現岡山大学法  
学部教授

1) 吉見俊哉「高度情報化と大都市環境の変動」東京大  
学新聞研究所編『高度情報社会のコミュニケーション』  
(東京大学出版会、1990年) 231頁

あるいは施設において行われる活動の内容（ソフト）が不十分だという指摘がよく聞かれる。このような「ソフト」を充実させる方策を考えると、「ソフト」をつくるのは人であり、「ソフトづくり」とは「人づくり」にほかならない。「人づくり」のためには、学校等での専門的な人材養成とともに、地域における多くの人々の学習活動を活発にしていくことも不可欠である。そして、学習活動が、学んだだけで終わるのではなく、まちづくりへの参加、ボランティア活動などに結びついていくことが求められている。

地域では、まちづくり、福祉、環境問題の解決、子どもの育成など様々な課題があり、それらに行政、企業とともに市民の自発的な活動が一層重要になってきていることを念頭に置きつつ、以下では生涯学習に関する情報の提供を中心に具体的に現状と課題を見ていきたい。

## 第1章 地域における学習情報提供の現状

### 1 生涯学習振興政策における学習情報提供の位置づけ

戦後の日本では、学校教育以外の組織的な教育活動を「社会教育」と位置づけ、教育基本法及び社会教育法に基づき、国及び地方公共団体はその振興を図ってきた。

生涯教育が国際的に提唱されたのは、1965年のユネスコの「成人教育に関する会議」が開催されたところからである。ここでは、学校教育と学校外の教育を統合的にとらえ、生涯にわたり人がそれぞれの発達段階に応じて解決しなければならない課題に応じた教育を、学校や社会教育機関が連携して提供するという考え方をとっている。

日本で、学校教育を含め、生涯にわたる人々の学習活動全体を生涯学習ととらえ、人々の教育機会を総合的に整備する考え方を打ち出したのは、1981（昭和56）年の中央教育審議会答申「生涯教育について」である。更に、1984（昭和59）～87（昭和62）年に設置された臨時教育

審議会は、教育改革の三つの視点（三本柱とも言われる。）の一つとして、「生涯学習体系への移行」を掲げ、学校中心の考え方を改め、生涯学習体系への移行を図るべきであると提言している<sup>2)</sup>。

これらに基づき、生涯学習の振興方策が、1990（平成2）年に制定された「生涯学習の振興のための施策の推進体制の整備に関する法律」（以下「生涯学習振興法」という。）、1992（平成4）年7月の生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」などにより具体化され、実施されている。

現在、文部省の生涯学習振興の具体的施策は、次の三つの柱とその基盤となる推進体制の整備を中心に展開されている（図1）。

- ① 多様な学習機会の提供
- ② 能力・学習成果の評価
- ③ 普及・啓発と情報提供

このように、学習情報提供は、三つの柱の一つとして位置づけられている。生涯学習は、各人がその自発的意思に基づき、必要に応じて、自己に適した手段・方法を自ら選んで行うものである。言い換えれば学習をするかしないか、どのような学習をするかは学習者の判断に委ねられているため、その判断を支援するため、多様な情報提供が重要になってくるのである。

### 2 学習情報の提供方法Ⅱ—市町村

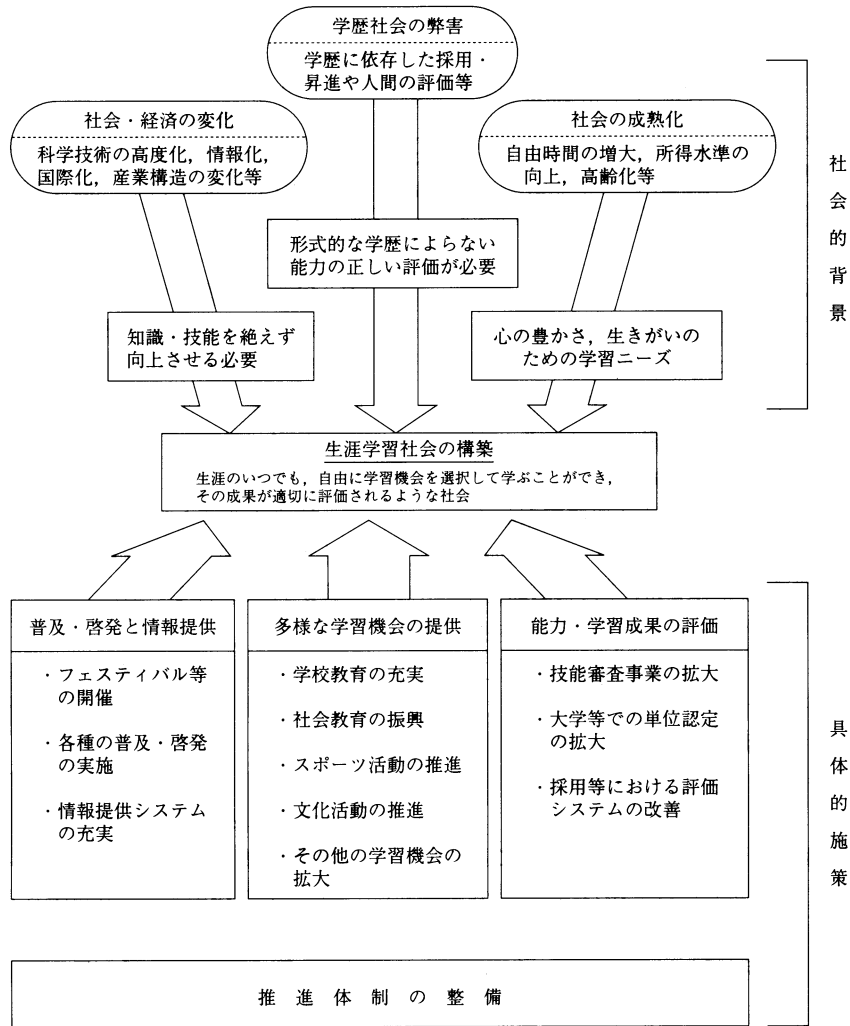
#### (1) 情報提供の方法

現在、市町村による学習情報の住民への提供方法としては、次のようなものがある。

- ① 公共広報紙（誌）
- ② 機関紙、パンフレット
- ③ ポスター
- ④ 公共施設等に置かれている情報端末
- ⑤ インターネットのホームページ
- ⑥ マスメディアに情報提供して報道される。

2) 臨時教育審議会「教育改革に関する第4次答申」（昭和62年8月）第2章

図1 生涯学習社会を目指す取組



出所：文部省『平成10年度 我が国の文教施策』大蔵省印刷局207頁

表1 教育委員会における情報提供方法

(平成7年度間) (複数回答)

区分	実施教育委員会数	データベースの利用	公 共 報 誌	ポスター・パンフレット	マスメディア (放送・新聞等)	その他
全 国	3,243 (100%)	390 (12.0%)	3,184 (98.2%)	2,964 (91.4%)	1,981 (61.1%)	1,088 (33.5%)

(平成4年度間) (複数回答)

区分	実施教育委員会数	電算化データベースの利用	公 共 報 誌	ポスター・パンフレット	面接・電話等の問い合わせに対応	放送 (テレビ・ラジオ等)	新聞・雑誌	その他
全 国	3,225 (100%)	267 (8.3%)	3,115 (96.6%)	2,865 (88.8%)	2,435 (75.5%)	802 (24.9%)	1,135 (35.2%)	868 (26.9%)

出所：文部省「平成8年度社会教育調査報告書」, 「平成5年度社会教育調査報告書」より筆者作成。

表2 公民館における情報提供方法

(平成7年度間) (複数回答)

区 分	実施館数	データベースの利用	公共広報誌	機関紙 (パンフレット) 等	マスメディア (放送・新聞等)	その他
計	15,518 (100%)	505 (3.3%)	10,234 (65.9%)	12,060 (77.7%)	5,381 (34.7%)	6,115 (39.4%)

出所：文部省「平成8年度社会教育調査報告書」より筆者作成。

(2) 情報提供の状況

市町村教育委員会や公民館等の公的施設が、学習情報の提供をどのような方法で行っているかを、文部省の「社会教育調査」<sup>3)</sup>でみる。「社会教育調査」は3年ごとに実施されており、最新のものは平成8年度調査である。

まず、教育委員会(本調査では都道府県教育委員会を含む。)が事業実施のため一般の人々に対する情報提供方法としては、「公共広報誌」や「ポスター・パンフレット」は90%以上が実施している。しかし、「データベースの利用」は12%にとどまる(表1)。

平成5年度調査では、「データベースの利用」は8.3%で、これと比較すると、増加している(表1)。

また、公民館における情報提供方法としては、「機関紙(パンフレット)等」が77.7%、「公共広報誌」が65.9%の館で実施しているのに対し、「データベースの利用」は3.3%にとどまる(表2)。

(3) 市町村における情報提供の具体例

学習情報提供の具体的な方法を、長野県松本市を例にとってみると、学習機会の情報は次の三つの方法で提供されている。

① 広報紙

「学びの森いんふおめーしょん」という広報紙で、講座などの学習機会情報、学習グループの会員募集などが一覧表にまとめられ、年3回全戸に配布されている(表3)。

② 公共施設案内予約システム

市内の主要な公共施設等に置かれた情報端末の「案内予約システム」内に「学びの森いんふおめーしょん」と同じ内容が入力されている。

③ インターネットのホームページ

松本市のインターネットホームページに「学びの森いんふおめーしょん」と同じ内容が入力されている。

(4) 広報紙による情報提供の利点と問題点

広報紙、機関紙などの各戸への配布の利点は、次のようなものである。

- ① 各家庭に確実に情報提供できる。
- ② 住民にとっては手軽に見ることができる。後掲の東京都の世論調査<sup>4)</sup>によれば、実際、多くの住民が地域の情報源として利用している。
- ③ 一覧表などの一目で見やすい形で提供されている。

また、広報紙などの配布の問題点としては、次のようなものが挙げられる。

- ① 学習機会情報であれば、日時、場所、テーマ、連絡先などの案内情報が掲載されているだけで、それ以上詳しい情報が知りたい場合には、個別に問い合わせなければならない。
- ② 情報収集が、年2~4回程度に限られ、収集時期を過ぎて決定したものなどを追加して提供することができない。
- ③ 情報収集・整理・提供に手間と費用がか

3) 文部省「平成8年度社会教育調査報告書」(1998年)、同「平成5年度社会教育調査報告書」(1995年)

4) 第2章2(55頁)に引用した東京都「地域社会に関する世論調査」参照

表3 松本市における学習情報提供の例  
イベント

事業名	内容	会場	期日	問い合わせ・備考
第8回 耳の日フェスティバル	手話や聴覚障害に対する理解を広める行事。バザーや喫茶、ビデオ上映、ステージ発表など楽しい企画がいっぱい	総合社会福祉センター	3/7(日) 9:30～16:00	松本手話サークル ☎ FAX XX-XXXX 〇〇さん 参加無料
都市景観シンポジウム	美しいまち松本を私達の手で後世へ引き継ぐため、感性をさらに磨いてみませんか ◇平成10年度「松本市都市景観賞」表彰 ◇まちづくり「講演会」と「フォーラム」	あがたの森文化会館	3/13(土)13:00～	都市計画課 都市景観室 ☎34-3251 参加無料
中央公民館 さよならイベント	中央公民館移転にともない、現在の施設に名残を惜しみ、思い出を総ざらいしていくため、さよならイベントを行います ◇利用団体による公開講座・講演会 ◇作品展示、ステージ発表 ◇公民館の思い出を語る会 など	中央公民館	3/12(金)～22(祝)	中央公民館 ☎32-1132 参加無料 4月から新しい建物でスタート！ ゴールデンウィークには開館記念イベントを開催します
中信地区民踊舞踊連盟発表会		中央公民館	3/12(金) 午後	〇〇さん ☎XX-XXXX 入場無料
中国語を学ぶ会公開授業	中国語の基礎を学びます お気軽にどうぞ	中央公民館	3/15(月) 18:00～20:00	〇〇さん ☎XX-XXXX 参加無料
高齢社会をよくする松本の会展示会	ボランティア指導者と受講者のための参考作品や簡単にできる手芸品を展示します	中央公民館	3/16(火)～18(木)	〇〇さん ☎XX-XXXX 入場無料

出所：松本市・松本市教育委員会「学びの森いんふおめーしょん」1999年2月1日

かるため、配布回数をあまり増やすことができない。

- ④ 紙面の制約、作業量の問題などから、情報収集又は提供できる情報が限定される場合がある。

### 3 学習情報の提供方法Ⅱ—都道府県

市町村においては、ほとんどの場合、その区域内の学習情報を区域内の住民に提供しているが、都道府県（以下「県」という。）においては、所管の機関等が実施する学習情報を提供するとともに、県内の市町村や民間企業、民間団体等が実施する学習情報を収集、整理し、広く県民に（できれば県外にも）提供することが求

められる。

生涯学習振興法第3条第1項は、県教育委員会の実施すべき事業を6項目列記しているが、その第1号に「学校教育及び社会教育に係る学習並びに文化活動の機会に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。」を挙げている。

このように、県内市町村など諸機関の実施する事業などの多量の情報を多数の住民に効率的に提供するには、データベース化した情報をネットワークを介して提供する方法が適している。

県の生涯学習情報システムの状況を平成10年6月現在でまとめた文部省調査によると、44県において、生涯学習情報提供システムを運用し

ている。これは、学習機会、施設、団体・サークル、指導者などの情報をデータベース化し、県庁、県の生涯学習センター、県の公共施設などに端末を置き、検索できるようにしたものである。

ア 提供している学習情報の種類は、県により異なるが、学習機会、施設、団体・サークル、指導者、教材、資格取得などが中心である。データ件数は、次のようになっている。

表3

データ件数	県数 (計44県)
1万件未満	4 (9.1%)
1万件以上3万件未満	18 (40.9%)
3万件以上5万件未満	10 (22.7%)
5万件以上	11 (25.0%)
未記入	1 (2.3%)

5万件以上の11県は、全て県立図書館の図書等のデータ(20万件から数十万件程度)が含まれており、これを除けばデータ件数は他の県と同程度である。

イ 情報の更新の周期を「学習機会情報」についてみると、次のとおりである。

表4

更新の周期	県数 (計44県)
随時	26 (59.1%)
毎週	1 (2.3%)
3月	1 (2.3%)
4月	1 (2.3%)
半年	2 (4.5%)
1年	5 (11.4%)
未記入その他	8 (18.2%)

このように、「学習機会情報」については、比較的頻繁に更新している県が多い。しかし、「施設」、「団体・サークル」及び「指導者」の情報については、更新の周期は、1年から3年

とする県が多い。

ウ 更新の入力を担当している者は、次のとおりである。

表5

入力担当者	県数 (計44県)
職員	11 (25.0%)
派遣職員・臨時職員	2 (4.5%)
業者委託	7 (15.9%)
職員及び業者委託	14 (31.8%)
職員及び市町村職員	4 (9.1%)
職員、市町村職員及び業者委託	3 (6.8%)
臨時職員及び業者委託	1 (2.3%)
職員及び派遣職員	1 (2.3%)
未記入	1 (2.3%)

更新の入力は、非常に手数のかかるものであるが、県の職員のみで、あるいは県と市町村の職員のみで行っている県は、合わせて15県(34.1%)で、全部又は一部を業者委託している県は25県(56.8%)ある。

エ 提供されている情報を、県の設置した端末以外に、自宅のパソコン等からアクセスできるかどうかをみると、次のとおりである(複数回答)。

表6

インターネット上に提供	13県 (29.5%)
パソコン通信に提供	3県 (6.8%)
モデムと電話回線で個人所有のパソコン等からアクセス可能	32県 (72.7%)

オ 情報システムの年間利用件数(平成9年暦年又は9年度)は、利用統計がとれない県及び提供を開始して1年未満の県の計6県を除くと、次のとおりである。

表7

年間利用件数	県数（計38県）
5千件未満	5（13.2%）
5千件以上1万件未満	6（15.8%）
1万件以上3万件未満	10（26.3%）
3万件以上5万件未満	5（13.2%）
5万件以上10万件未満	6（15.8%）
10万件以上	6（15.8%）

年間10万件以上利用されているシステムがある一方、あまり利用されていないシステムも多い。

## 第2章 学習情報の利用及びニーズ

### 1 学習情報の利用状況

県が提供している学習情報の利用状況について、県民に調査したものと、平成8年9月に鹿児島県が実施した「生涯学習に関する意識調査」<sup>6)</sup>がある。

鹿児島県では、多様な学習機会を体系的に提供する『かごしま県民大学』を推進しており、この調査の中で、これに関する県民の意識を調査するいくつかの問いがある。

このうち、『かごしま県民大学』でさまざまな講座やイベントなどを開催していることを知っていますか、という問いに対し、「よく知っている」あるいは「講座やイベントがあることは知っている」と答えた人は、合わせて64.4%である（表8）。

他方、『かごしま県民大学』情報提供システムの端末機が設置されているのを知っていますか、という問いに対し、「よく知っている」と答えた人は6.9%で、「知らない」と答えた人と「知っていても利用したことがない」と答えた

人が合わせて90%を超える（表9）。

学習機会情報は、広報誌など種々の方法で広報されているので、知っている人が多いが、情報提供システムの端末機は、設置して間もないためか、利用していない人が多い。

### 2 学習情報を何によって得たいか

前出の鹿児島県の調査によると、「学習、趣味、スポーツ、レクリエーションなどの情報を何によって得たいと思いますか。」（2つまで回答）という問いに対し、最も多いのが「町内会の回覧板・連絡」と答えた人で48.8%、次いで「公民館や図書館の広報誌、パンフレットなど」と答えた人で46.8%であった。なお、「パソコン通信」と答えた人は4.0%であった（表10）。

また、平成8年9月に東京都が実施した「地域社会に関する世論調査」<sup>7)</sup>によると、「あなたは、お住まいの地域に関する情報を普段どこから入手されていますか。」（複数回答）という問いに対し、最も多いのが「回覧板、掲示板、ポスター」で62.8%、次いで「家族」49.9%、「近所の人やお店の人」46.7%であった。また、「自治体の広報紙誌、パンフレット」も34.9%で、比較的良く見られている。なお、「パソコン通信」と答えた人は0.9%であった（表11）。

これらを見ると、情報の入手は、家にいながら手間をかけずにできる方法が好まれていることがわかる。

### 3 生涯学習のために行政に望むこと

前出の鹿児島県の調査によると、「人々が必要なときに学習することができるためには、県や市町村は何に力を入れたらよいと思いますか。」という問いに対し、最も多いのが「身近なところに、気軽に利用できる施設をつくる」で39.9%、「学習についての情報をもっと多く

5) 文部省が整備を進めている生涯学習情報を全国的に提供するシステム。

<http://www.naec.go.jp/manabi/index.html>

6) 総理府内閣総理大臣官房広報室編『平成9年版世論調査年鑑』282頁

7) 同『平成9年版世論調査年鑑』193頁

表8 学習情報の認知度

問15. 「かごしま県民大学」では、県民のみな様の多様で高度な学習要求に応えるため、県、市町村、大学、民間教育機関などで、さまざまな講座やイベントなどを開催しています。あなたは、このことを知っていますか。当てはまる番号を枠の中に記入してください。

よく知っている	19.9%
講座やイベントがあることは知っていたが、それが「かごしま県民大学」かどうかは知らない	44.5
知らない	33.5
無 回 答	2.1

出所：鹿児島県教育委員会「生涯学習に関する意識調査」

表9 情報提供システムの認知度

問17. この学習相談窓口に「かごしま県民大学」情報提供システム（愛称：リンク96）の端末機（一部市町村を除く）が設置され、みな様の学習相談に活用されていることを知っていますか。当てはまる番号を枠の中に記入してください。

よく知っている	6.9%
知ってはいるが、利用したことはない	21.6
知らない	68.8
無 回 答	2.7

出所：表8に同じ。

表10 学習情報の入手方法の希望

問23. あなたは、学習、趣味、スポーツ、レクリエーションなどの情報を何によって得たいと思いますか。当てはまる番号を2つまで、枠の中に記入してください。(2M.A.)

公民館や図書館の広報誌・パンフレットなど	46.8%
民間の広報誌・パンフレット・タウンニュースなど	14.4
情報提供を専門的に行う施設の電話相談	3.0
パソコン通信	4.0
町内会の回覧板・連絡	48.8
テレビ・ラジオ	35.4
新 聞	31.0
そ の 他	2.4
無 回 答	3.4
計 (M.T.)	189.2

出所：表8に同じ。

表11 地域情報の入手先

問8. あなたは、お住まいの地域に関する情報を普段どこから入手されていますか。情報の入手先をすべてお答えください。(M.A.)

家 族	49.9%
-----	-------

近所の人やお店の人	46.7
幼稚園・保育園・学校	10.7
新聞の地域版	39.6
チラシ、折り込み広告	39.8
生活情報・タウン紙誌	19.5
スーパー・銀行などの情報交換板	5.7
回覧板、掲示板、ポスター	62.8
自治体の広報紙誌、パンフレット	34.9
ケーブルテレビ、コミュニティFM放送	3.1
MX テレビなどUHF放送	2.0
パソコン通信	0.9
そ の 他	0.9
わからない	0.9
計 (M.T.)	317.4

出所：東京都政策報道室「地域社会に関する世論調査」

表12 生涯学習のため行政に望むもの

問27. あなたが住んでいる地域で、人びとが必要なときに学習することができるためには、県や市町村は何に力を入れたらよいと思いますか。当てはまる番号を2つまで、枠の中に記入してください。(2M.A.)

身近なところに、気軽に利用できる施設をつくる	39.9%
今ある施設の運営を改善し、使いやすくする	23.8
学習相談、交流機能など、さまざまな機能を備えた大規模な施設をつくる	6.3
小・中・高・大学の施設を開放し、もっと活用する	7.0
住民の希望にあう、学級・講座・教室などをふやす	34.9
学習についての情報をもっと多く提供する	17.9
学習活動の指導者をもっとふやす	12.4
親が学習活動をしているとき、子どもをあずけられるような託児施設をつくる	11.0
学習活動にあてる時間をふやせるよう、企業などに働きかける	6.3
学習の成果が生かせる場と機会をつくる	12.7
学習について、いつでも相談できる窓口をつくる	7.5
そ の 他	1.5
無 回 答	5.8
計 (M.T.)	187.0

出所：表8に同じ。



提供する」は17.9%であった（表12）。

また、平成5年11月に総理府広報室が実施した「生涯学習とボランティア活動に関する世論調査」<sup>8)</sup>によると、「あなたは、ボランティア活動について、国や地方公共団体にどのようなことをのぞみますか。」という問いに対し、最も多いのが「ボランティア活動に関するいろいろな情報をもっと提供する」で34.1%、「ボランティア活動を希望する人に対して情報提供・相談を行うボランティアセンターを整備する」も24.2%であった（表13）。

このように、生涯学習やボランティア活動へ

表13 ボランティア活動について行政に望むもの

問9. [回答票] あなたは、ボランティア活動について、国や地方公共団体にどのようなことを望みますか。この中から3つまであげてください。(3M.A.)

ボランティア活動を学校教育において重視する	31.3%
ボランティア活動に関するいろいろな情報をもっと提供する	34.1
ボランティアの養成・研修の機会を充実させる	25.0
ボランティア活動のための休暇・休職制度の普及を促進する	16.0
ボランティア活動に対する社会的評価を促進する	22.7
ボランティアの活動歴を履歴書に記載させるなどして、ボランティア活動を奨励する	4.4
ボランティア保険への加入を推進するなど、事故などへの対応を整備する	17.1
ボランティア切符制度の普及を促進する	5.1
ボランティア活動を希望する人に対して情報提供・相談を行うボランティアセンターを整備する	24.2
ボランティア活動をする者と受け入れる者とを結び付ける者（コーディネーター）を養成する	13.6
ボランティア団体・グループに対して経済的な支援を行う	21.9
その他	0.7
特にない	10.2
わからない	6.2
計 (M.T.)	232.3

出所：内閣総理大臣官房広報室「生涯学習とボランティア活動に関する世論調査」

の参加については、情報提供が進めば参加者が更に増加すると考えられる。特に、ボランティア活動については、参加意欲をもっている人が多く、情報へのニーズが顕在化していると考えられる。

#### 4 パソコン通信やインターネットによる学習情報提供

前出の鹿児島県及び東京都の調査において、情報の入手方法としてパソコン通信を挙げた人は少なかった。調査時点では、パソコン通信やインターネットを介した学習情報の提供はまだあまり行われていなかったが、前出の県の生涯学習情報システムに関する文部省調査によれば、このところこれらを介した情報提供を行う自治体が増えてきている（表6参照）。

また、インターネットを利用する人も急速に増えてきており、総理府広報室が平成10年10月に実施した「将来の科学技術に関する世論調査」<sup>9)</sup>によれば、仕事や家庭でコンピュータを使っている人が27.8%、そのうちインターネットなどのネットワークを使っている人が44.6%に上っている。

これらを使えば、家庭にいながら回覧板や広報紙誌を見るのに近い手軽さで学習情報を見ることができるようになる。学習情報のこのような利用が普及するためには、

- ① 豊富な情報がタイムリーに提供されるか。
  - ② 機器の操作が容易であるか。
  - ③ ネットワークを利用するための通信等の料金が安いのか。
- が鍵になるであろう。

### 第3章 市民参加の学習情報提供の方法と課題

#### 1 市民参加の情報提供の意義

##### (1) 学習と社会参加

生涯学習の目的は、どのようなものであるか。

8) 同「平成7年版世論調査年鑑」91頁

9) <http://www.sorifu.go.jp>

表14 学校におけるコンピュータの設置状況 (平成11年3月31日現在)

		学 校 数 (A)	コンピュータを 設置する学校数 (B)	割 合 B/A	コンピュータの 設置台数 (C)	割 合 C/B
小 学 校		校	校	%	台	台/校
		23,811 23,686	22,634 23,140	95.1 97.7	236,408 297,845	10.4 12.9
中 学 校		10,475 10,432	10,455 10,426	99.8 99.9	293,302 334,213	28.1 32.1
		4,162 4,161	4,162 4,161	100.0 100.0	295,928 317,886	71.1 76.4
特殊教育諸学校	盲 学 校	68 68	68 68	100.0 100.0	1,423 1,597	20.9 23.5
	聾 学 校	105 104	104 103	99.0 99.0	1,804 2,089	17.3 20.3
	養護学校	745 748	733 739	98.4 98.8	7,124 8,477	9.7 11.5
	小 計	918 920	905 910	98.6 98.6	10,351 12,163	11.4 13.4
	合 計	39,366 39,199	38,156 38,637	96.9 98.6	835,989 962,107	21.9 24.9

※ 上段の数値は、前年度の調査結果である。  
出所：文部省「学校における情報教育の実態等に関する調査結果」1999年8月

表15 インターネット接続学校数 (平成11年3月31日現在)

		学 校 数 (A)	インターネット 接続学校数 (B)	割 合 B/A
小 学 校		校	校	%
		23,811 223,686	3,230 6,499	13.6 27.4
中 学 校		10,475 10,432	2,375 4,461	22.7 42.8
		4,162 4,161	1,557 2,651	37.4 63.7
特殊教育諸学校	盲 学 校	68 68	20 28	29.4 41.2
	聾 学 校	105 104	32 46	30.5 44.2
	養護学校	745 748	149 260	20.0 34.8
	小 計	918 920	201 334	21.9 36.3
	合 計	39,366 39,199	7,363 13,945	18.7 35.6

※ 上の数値は、前年度の数値を表す。  
出所：表14に同じ

第一に、学ぶこと自体が喜びであるという場合のように、それ自体が目的である場合がある。第二に、学んだ知識、教養、技術などを、学んだ人の人生の充実や職業、日常生活の向上に役立てることが目的である場合がある。学んだ人自身の利益になる場合である。第三に、学んだことを社会の中で実践して、他の人のためになることをしたり、社会を良くすることを目的とする場合がある。他の人々に利益をもたらす場合である。この場合、他の人の利益になることが、実践した人自身にとっても、しばしば、自分の利益になった場合以上の喜びにもなる。

地域社会づくりの観点から見ると、生涯学習が学ぶだけ（情報を受信するだけ）にとどまらず、社会に対して実践されてこそ生かされるものである。

岡本包治氏は、生涯学習の推進とまちづくりについて、次のように指摘されている。

「住民の健康づくりにしても、行政が健康センターやスポーツセンターを設置することは当然としても、そのセンターの中で健康づくり活動をするのは住民自身であり、その活動を習得するように奨励するのが生涯学習の推進なのである。街並みづくりについても、どんな街並みが優れたものかを、行政が考える前に、住民たちのほうで学習し、そのデッサンを住民が作成するように奨励することが生涯学習の推進そのものなのである。」<sup>10)</sup>

また、平成11年6月の生涯学習審議会答申「学習の成果を幅広く生かす」では、これまでの「生涯学習のまちづくり」の取組が多様な生涯学習活動の実践にとどまり、必ずしもまちづくりという面で十分な成果を挙げてきたとはいえないので、「『生涯学習のまちづくり』にあたっては、『生涯学習のためのまちづくり』から『生涯学習によるまちづくり』への意識の転換が必要であるとともに、学習成果がまちづく

りに生かされる仕組みが必要となる。」と提言している<sup>11)</sup>。

このように、住民の生涯学習が活発化することが、まちづくりへの住民参加の基盤となるものである。

## (2) 地域の課題の複雑化と学習の質の変化

今日の地域の抱える課題は、高齢化に伴う問題、子どもの地域の中での育成の問題、地域の環境問題、地域経済の活性化の問題などのように、国全体さらには世界の様々な状況とかかわっており、その地域だけで解決できないものがほとんどである。また、社会や経済の構造が大きく変化してきているため、これまでのやり方では解決困難な問題が多い。

このような状況の中では、学習の仕方にも変化が求められている。

ローマ・クラブ第6レポート「限界なき学習」によれば、人間の伝統的な学習の仕方は「現状維持型学習」と呼ぶことができ、これは繰り返して起こる周知の状況に対処するための確定した見解、方法、規則を修得することである。これに対し、現代のような不穏で変動の激しい、不連続の時代には、これとは別にもう一つの学習法が必要とされ、これは「革新型学習」と呼ばれる。「革新型学習」の主たる特徴は、「先見」と「参加」である。「先見」は、起こり得る偶発的な事件に備えて、長期的未来のための代替策を検討しようとするもので、予測、シミュレーション、シナリオ、モデルといった手法を使う。「参加」は、意思決定に形式的に加わることだけでは達成されない。それは、協力、対話、共感などによって特徴づけられる態度である。そして、効果的参加は、本来、権利の要求と義務遂行の申し出とが組み合わせられたものでなければならない<sup>12)</sup>。

現代の地域社会が抱える課題の解決に挑戦し

10) 岡本包治『生涯学習の基盤整備』（現代生涯学習全集1）（ぎょうせい、1993年）3頁

11) 生涯学習審議会「学習の成果を幅広く生かす」（答

申）（平成11年6月）第4章2

12) J. W. ボトキン他著、大来佐武郎監訳『限界なき学習』（ダイヤモンド社、1980年）15～21頁

ていくためには、受身で与えられたものを学ぶのではなく、市民が知恵を出し合いながら、新しい考え方や方策を創り出していくような学習が必要とされている。そして、参加するということは、その決定や実行に責任を伴うものであることを自覚しなければならない。

### (3) 情報化と市民参加

最近のコンピュータや通信ネットワークの発達と普及により、大量の情報をデータベース化し、かつ、それらの中から必要とする情報を容易に検索することが可能になってきた。また、インターネット等のネットワークの進歩・普及により、どこにいてもこれらの情報を入手することが可能になってきた。

加えて、今日の情報社会のこれまでと異なる大きな特徴は、誰もが容易に情報発信できるようになってきたことである。

これらのことから、今日の情報社会を人間のコミュニケーションが自由に多様に織りなされる社会としてとらえ、そのようなコミュニケーションを通じて市民的公共性が形成されるという「情報市民社会論」あるいは「ネットワーク社会論」が論じられている<sup>13)</sup>。

生涯学習の分野でも、ネットワークを通じた市民による学習情報の発信や市民同士の情報の交流による学習の進め方や課題について考えるべき時期が来ている。

## 2 市民参加の学習情報提供の態様

### (1) 学習機会の提供主体と学習情報の提供主体

これまで、行政機関が住民に提供する生涯学習情報は、主に行政機関、学校、公的社会教育施設・文化施設等公的機関の情報であった。

しかし、学習機会の提供主体は、公的機関のほか、民間企業（通信教育、カルチャーセン

ターなど）、民間非営利の団体（公益法人、市民団体、ボランティア団体など）などもあり、それぞれ講座、イベント等多様な学習機会を提供している。

行政機関が学習情報提供を行う際、提供する情報は、公的機関が実施するものに加え、民間企業、民間非営利団体等の実施するものについても、できるだけ網羅的に提供することが望ましい。この場合、行政が民間の情報を収集・整理して提供することは、情報の形式を統一し、利用者が見やすい形で提供できる利点があるが、反面提供までに時間がかかる、収集・整理に非常に手間がかかるという問題点がある。

そこで、民間企業や団体等が学習情報提供システムに直接入力するような仕組みを作ることが望ましい。

文部省の「全国生涯学習情報センター機能に関する調査研究協力者会議」の審議まとめ（平成9年3月）において、「一般市民や民間企業がそれぞれ持っている生涯学習情報についても情報提供を行うべきであり、誰でも情報発信・受信ができるような仕組みをつくる必要がある。たとえば、市民サークルが自分たちの主催する行事の案内を直接入力したり、民間のカルチャーセンターが実施する講座をカルチャーセンターの端末機から直接入力したりできるような仕組みを設ける。」と提言している。

ただし、これを実施する場合には、「登録情報に対する最低限の基準、例えば政治・宗教に関する情報や民間情報等の取り扱い、著作権やプライバシーの保護等の明確化など検討しなければならないいくつかの問題がある。」と指摘している<sup>14)</sup>。

このように、民間企業・団体や市民グループによる情報提供を、学習情報提供システムの中で行うことができるようにすることは、それらの団体・グループの活動を直接かつタイムリー

13) この点については、小林修一・加藤晴明『<情報>の社会学』（福村出版、1994年）198～206頁、金子郁容『ボランティア もうひとつの情報社会』（岩波書店、1992年）から多大の教示を得た。

14) 全国生涯学習情報センター機能に関する調査研究協力者会議「都道府県生涯学習情報提供システムの高度化方策について（審議のまとめ）」（平成9年3月）II  
2

に人々に知らせることが可能になり、活動への参加者の拡大や活発化を促進することになると期待される。

## (2) 市民参加の情報提供の形態

学習情報提供においては、市町村の広報誌等に市民グループの主催する行事の案内を掲載したり、グループのメンバー募集を掲載するなど、従来から行われている。これと(1)に述べた市民グループなどによる情報提供について、提供主体に着目して分類すると、次の三つの形態に分けることができる。

- A 行政機関等が市民から集めた情報を整理して提供するもの。
- B 行政機関等が手段・メディアを用意し、市民が直接情報を提供するもの。
- C 行政機関等が、市民グループやボランティアと協力して情報の収集・整理・提供をするもの。

「A」に当たるものとしては、行政機関等が広報誌に市民グループの主催する行事の案内を掲載する、グループのメンバー募集を掲載する、市民の中から各分野の専門家や技術をもつ人を指導者として登録するなどの例がある。これらの情報を印刷媒体で提供する場合、インターネットなどで提供する場合がある。

「B」に当たるもののうち、印刷媒体を使うものとしては、市民グループの主催する行事などの案内(チラシなど)を情報センターに置き、センターの利用者が自由に見ることができるようにする方法がある。例えば、大阪府立文化情報センターでは、市民グループが行うものを含む各種の催し物や講座の案内情報が利用できる。

「B」に当たるもののうち、電子媒体を使うものとしては、行政機関の学習情報提供のホームページから民間団体などのホームページをリンクして利用できるようにする方法がある。例

えば、1998年10月から運用を開始した兵庫県「ひょうごインターキャンパス」では、兵庫県がインターネット上に学習情報提供システムのホームページをつくり、学習情報を提供する公的・民間団体やグループのホームページとリンクさせている。これにより、講座等の日時、場所、テーマなどの案内情報は県のホームページで、更に詳細な情報はその団体やグループのホームページで知ることができるようにしている<sup>15)</sup>。

また、行政機関等がネットワーク環境を提供し、市民同士の間で生涯学習やそれに関連する情報交流を可能にする仕組みをつくっている例もある。例えば、滋賀県を中心にパソコン通信を使って地域の環境情報の交流を行っている「湖鮎ネット」では、会員(千名以上。ただし日常的にアクセスする会員は数十名程度)が、居住する地域の環境の様子を電子掲示板に送り、それらの情報を総合して地域の環境の実際の姿を知る活動が行われている<sup>16)</sup>。

「C」に当たるものとしては、公的機関と市民ボランティアが協力して、学習情報を作成、提供する例がある。例えば、仙台市視聴覚教材センターでは、20世紀の仙台のくらし、文化、町並み、その他を、21世紀の市民にメディア情報として提供する事業を行うに当たり、メディアボランティアを養成していて、そのボランティアが中心になって、写真やビデオの撮影、それらをパソコンでマルチメディア作品に編集するといった活動を行っている<sup>17)</sup>。

## 3 市民による情報提供の運営上の留意点

生涯学習情報提供システムの中での市民による情報提供や市民同士での情報交流は、インターネット、パソコン通信などそれを容易にするメディアの普及によって、今後一層増えていくであろうが、行政担当者がこれを進めていく

15) <http://www.hyogo-intercampus.ne.jp>  
兵庫県生活文化部生活創造課「ひょうごインターキャンパスについて」ISDA1998年12月号

16) 嘉田由紀子・大西行雄「ミニコミとしてのパソコン

通信とインターネット」『メディアと情報化の社会学』(岩波講座 現代社会学22)(岩波書店、1996年)

17) 仙台市視聴覚教材センター「平成10年度 メディアボランティア養成・育成・活用事業について」

際に留意すべき事項や問題となりうる事項について整理しておきたい。

(1) 市民（民間団体等）が、公的な情報提供システムを使って直接情報提供する場合、不適切な情報提供をどう防ぐか。

ア 情報提供をする団体の資格要件

情報提供する民間企業、各種団体等の資格をどのように定めるかについては、できるだけ幅広く参加してもらうことが原則である（以下に述べるように例外あり）。情報を利用する市民の側からみれば、主催者が公的機関であれ民間企業であれ、学習情報が豊富に掲載されることが望ましい。

① 営利企業

一部の営利企業だけを有利に扱うことは避けるべきであるが、情報提供を呼びかける段階及び情報を選択して掲載する段階で公平に機会を与えるようにすればよいであろう。

② 政治団体・宗教団体

公的機関が運営する生涯学習情報提供システムの中で、政治的活動や宗教的活動と見られる情報を提供することは適当でない。したがって、政治団体・宗教団体については、情報提供資格を与えないことが適当で

あろう。

なお、外観上政治団体又は宗教団体とは見えない団体であっても、政治的活動又は宗教的活動と見られる情報提供を行った場合には、その情報を削除し、場合によっては資格を取り消すことができるよう、規約を定めておくことが適当である。

イ 団体が違法あるいは不適切な情報提供を行った場合の措置

インターネット、パソコン通信などの電子ネットワークには、誰でも容易に情報発信することができるため、違法又は有害な情報<sup>18)</sup>がしばしば発信されるという問題が生じている。

違法又は有害な情報を流通させた本人（例えばわいせつな画像をインターネットに公開した者）が民事上・刑事上の責任を負うのはもとよりであるが、インターネット・プロバイダーなど電子ネットワークへの接続サービスを提供した者も責任を問われる場合がありうる。したがって、生涯学習情報システムで市民が直接情報提供できる環境を提供するに当たっては、発信された情報が違法又は有害であった場合には、その情報を削除するなど必要な対処をすべきである<sup>19)</sup>。

具体的には、情報提供システムの利用に関する規約をつくり、違法又は有害な情報を発信した場合には、①システム提供者の判断でその情報を削除することができること。②情報を発信する資格を取り消すことができること。を予め明記しておくことが適当である<sup>20)</sup>。

兵庫県「ひょうごインターキャンパス」で

18) 郵政省の「電気通信における利用環境整備に関する研究会」報告書「インターネット上の情報流通について」(1996年12月)において、違法又は有害なコンテンツ(情報の内容)の説明として、1996年10月の「インターネット上の違法・有害なコンテンツ」に関する欧州委員会の報告に示された次のような例示を紹介している。

保護法益	違法又は有害な情報内容の例
国家安全保障	爆弾製造、違法な薬物製造、テロ活動
未成年者の保護	不正販売行為、暴力、ポルノ
個人の尊厳の確保	人種差別
経済の安全・信頼性	詐欺、クレジットカードの盗用
情報の安全・信頼性	悪意のハッキング
プライバシーの保護	非法な個人情報流通、電子的迷惑通信
名誉、信用の保護	中傷、不法な比較広告
知的所有権	ソフトウェア、音楽等の著作物の無断頒布

19) 例えば、パソコン通信ネットワーク上のフォーラム(電子会議室)の参加者が、他人の名誉を毀損するような書き込みを行った場合、書き込みを行った者とともに、当該フォーラムのシステム・オペレーター(管理者)も損害賠償責任を負うとされた判例(東京地裁平成9年5月26日判決 判例タイムズ947号125頁)がある。

なお、同判決では、システム・オペレーターの責任について、フォーラムに書き込まれる発言の内容を常時監視する義務まで負うものではないが、他人の名誉を毀損する発言が書き込まれたことを知った場合には、必要な措置をとるべき義務があるとしている。

は、その利用機関で構成する「ひょうご生涯学習情報ネットワーク推進会議」の会則で、これらの点について、次のように規定している<sup>21)</sup>。

第6条第2項 会員が次の各号の一つにあてはまる場合は、県はこれを退会させることができる。

- (1) 本会の規約に反する行為を行った場合
- (2) 本会の名誉を傷つけた場合
- (3) 本会の目的趣旨に反した行動をした場合

第12条 会員は、兵庫県生涯学習情報ネットワークシステムへの情報提供に当たり、次の行為を禁止する。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 犯罪的行為に結びつく行為
- (3) 会員又は第三者を誹謗中傷する行為
- (4) 会員又は第三者の権利（著作権を含む。）の侵害行為
- (5) 会員又は第三者のプライバシーの侵害又は侵害するおそれのある行為
- (6) 情報の改ざん行為
- (7) 政治的活動、宗教的活動又はこれらに類する行為
- (8) 兵庫県生涯学習情報ネットワークシステムの趣旨に反する行為
- (9) 兵庫県生涯学習情報ネットワークシステムの運営に支障をきたし、又は管理者の信用を毀損する行為
- (10) その他、法令に違反し又は違反のおそれのある行為

2 会員は、情報提供に当たり、上記の行為があった場合には、速やかに該当する情報の削除を行う。

3 県は、会員の情報提供が上記の行為に該当すると判断した場合、当該会員に通

知することなく、会員の提供情報への案内を中止することができる。

(2) 市民からの情報をいかに利用者に使いやすく整理するか

ア 生涯学習情報の収集・提供の方法

各種講座など学習機会に関する情報の場合、年に何度か関係機関、団体等に一定の様式で情報を収集し、これを情報提供機関が整理して提供するという方法が一般的である（第1章2(3)の松本市の例参照）。このような方法では、常に新しい情報を提供しようとするほど、情報の収集・整理・提供の事務負担が増える。

市民（民間企業・団体等）から直接提供する情報の入力をする方法をとると、情報の形式、記述方法などを統一するよう各団体等に徹底する必要が生じるが、これを徹底することは難しく、利用者から見て、情報の形式や記述がまちまちで理解しにくいことが起こり得る。

イ 索引情報の自動収集

兵庫県の「ひょうごインターキャンパス」では、学習機会などを提供する機関を「ひょうご生涯学習情報ネットワーク推進会議」の参画機関とし、この参画機関がそれぞれのホームページを持ち、利用者はこのホームページで情報を参照することを原則にしている。利用者がこれを検索したり一覧を見たりすることができるように、講座・イベントなどの名称、日時、場所などの索引情報を参画機関のホームページの中から自動収集して、これを県のホームページに一覧の形で掲載し、利用者が統一された形式で索引情報を見ることができるような仕組みを取っている<sup>22)</sup>。

これにより、県が、収集した情報を一定の様式に沿って改めて入力したり、あるいは参画機関が自らの情報発信とは別に県が示す様式に沿った形で改めて情報を作成する手間が省ける。

20) これに関しては、インターネット・プロバイダー等の事業者団体である（社）テレコムサービス協会が1998年2月に作成した「インターネット接続サービス等に係る事業者の対応に関するガイドライン」が参考

になる。

21) 注15参照

22) 注15参照

ウ 詳細情報の提供

ある人が学習活動に参加したいと考え、情報提供システムを使って学習機会情報を探したとき、主題、開催日時、場所などの案内情報だけでは、その活動の内容が明確に把握しにくい場合が多いであろう。しかし、案内情報に詳細な内容情報を付けると、案内情報が膨大になって利用者には見にくくなる。

兵庫県の「ひょうごインターキャンパス」では、県の案内情報と学習機会の主催団体等のホームページがリンクしていて、学習機会の詳細や主催団体等の関連情報が知りたい人は、主催団体等のホームページで詳細な情報を得ることができる<sup>23)</sup>。

4 学校に整備されるコンピュータ等の生涯学習への活用

(1) 学校と地域の連携

子どもの教育あるいは子育ての観点から、学校・家庭・地域が連携協力しなければならないことは以前から指摘されているが、最近、保護者や地域住民が学校運営に参画すべきであるとの考え方が打ち出されている。

平成10年6月の中教審答申「今後の地方教育行政の在り方について」においては、「学校が地域住民の信頼にこたえ、家庭や学校が連携協力して教育活動を展開するためには、学校を開かれたものにするとともに、学校の経営責任を明らかにするための取組が必要である。」として、①学校の教育計画等の保護者、地域住民に対する説明、②学校評議員を設置し、学校運営について意見を述べ、助言を行うこと、などを提言している<sup>24)</sup>。

また、平成11年6月の生涯学習審議会答申「学習の成果を幅広く生かす」においては、学習の成果を地域社会の発展に生かす場の一つと

して、「学校での活動参加」を挙げ、

- ①学校支援ボランティア、②特別非常勤講師、③PTA活動、などでの取組を提言している<sup>24)</sup>。

このように、地域住民が学校に教育活動に参画し、あるいはこれを支援する活動、さらには一つの活動が学校教育上も社会教育上も意義のある活動であり、かつ両方の効果を高めるような「学社融合」の活動も各地で行われている<sup>25)</sup>。

(2) 小・中・高等学校でのコンピュータ等の整備状況及び整備計画

ア コンピュータ等の整備状況

文部省の「学校における情報教育の実態等に関する調査結果」(調査対象は公立学校)によると、平成11年3月31日現在のコンピュータの設置状況は、表14のとおりである。

また、インターネットへの接続状況は、表15のとおりである。

コンピュータの設置については、文部省では、平成11年度までに全ての公立学校において、小学校22台、中学校及び高等学校42台の設置を目標に整備を進めてきた<sup>26)</sup>。

また、インターネットへの接続については、平成10年度当初は、中・高等学校は平成13年度までに、小学校は平成15年度までに全て接続する計画であったが、平成10年12月に、平成13年度までに全ての学校を接続するよう計画が前倒しされた<sup>27)</sup>。

イ 「教育の情報化プロジェクト」の報告

今後の学校教育の情報化の進め方については、政府にバーチャル・エージェンシー(関係各省庁による検討チーム)「教育の情報化プロジェクト」が組織され、その報告が平成11年7月にまとめられた。

同報告では、「全国の学校のすべての教室にコンピュータを整備し、すべての教室からイン

23) 中央教育審議会「今後の地方教育行政の在り方について」(答申)(平成10年9月)第3章6

24) 生涯学習審議会「学習の成果を幅広く生かす」(答申)(平成11年6月)第4章2

25) 今野雅裕編『事例に学ぶ学校と地域のネットワーク』(ぎょうせい、1998年)70頁

26) 文部省『平成10年度我が国の文教施策』(大蔵省印刷局、1998年)533頁

27) <http://www.monbu.go.jp>



ターネットにアクセスできるような環境づくりを推進する」ことを提言している。前述の平成11年度までのコンピュータ設置計画は、コンピュータの操作を指導する授業において1学級の児童生徒が1人1台（小学校は2人に1台）使えるようにすることを想定したものであった。これに対し、この提言は、どの教科の授業のときにも、必要に応じいつでもコンピュータとインターネットを利用できるようにしようとするものである。

このようなハード面での整備とともに、これらを学校教育で使いこなしていくために、同報告では、「地域や民間企業の協力を得て、学校で多数の人材を活用し学校の情報化をサポートする」ことも提言している。具体的には、次のような事項である。

- ① 教育委員会に「情報化推進コーディネータ」を配置し、情報教育プランの策定、ネットワークシステムの構築・管理、情報処理技術者・ボランティアの活用などを行う上でのコーディネート機能などを果たす。
- ② コンピュータ等に関する知識・技能を有する者を臨時講師として活用する。
- ③ 授業の補助などへの情報処理技術者やボランティアの活用
- ④ ネットワークシステムやコンピュータ等のトラブルがあった際に適時対応できるよう、民間企業との契約によりヘルプデスク等を設ける。

(3) 学校の情報システムを住民の生涯学習にも活用することのメリット

#### ア 必要性

住民がインターネットなどを通じて生涯学習情報を入手し、あるいは発信しようとする場合、自宅にインターネットに接続されたパソコンがあればそれを利用することができるが、自宅にない場合には近隣に利用できるパソコンがあれば便利である。

現在のところ、県や市町村がネットワークを通じて生涯学習に関する情報を提供している場合には、住民が利用できるパソコン又は専用端

末は、生涯学習センター、図書館、一部の公民館などに置かれているが、居住地の近隣にはない住民も多い。公民館は全国に17,819館ある（平成8年10月1日現在<sup>28)</sup>が、このうち、パソコンや専用端末が置かれているのは、規模の比較的大きな一部の館に限られているようである。

(2)で述べたように、すべての学校にコンピュータが設置され、すべての学校をインターネットと接続する計画が進められているので、これを地域住民の生涯学習にも活用されるようにすることが望ましい。同時に、学校の児童生徒が放課後や課外活動などにコンピュータを使って学習する場合に、地域住民が指導や支援をするなどにより、相互に協力するような仕組みをつくること望ましい（図2）。

#### イ メリット

学校のコンピュータを住民の生涯学習にも活用することのメリットを整理すると、次のようなものがある。

##### ① 住民にとって

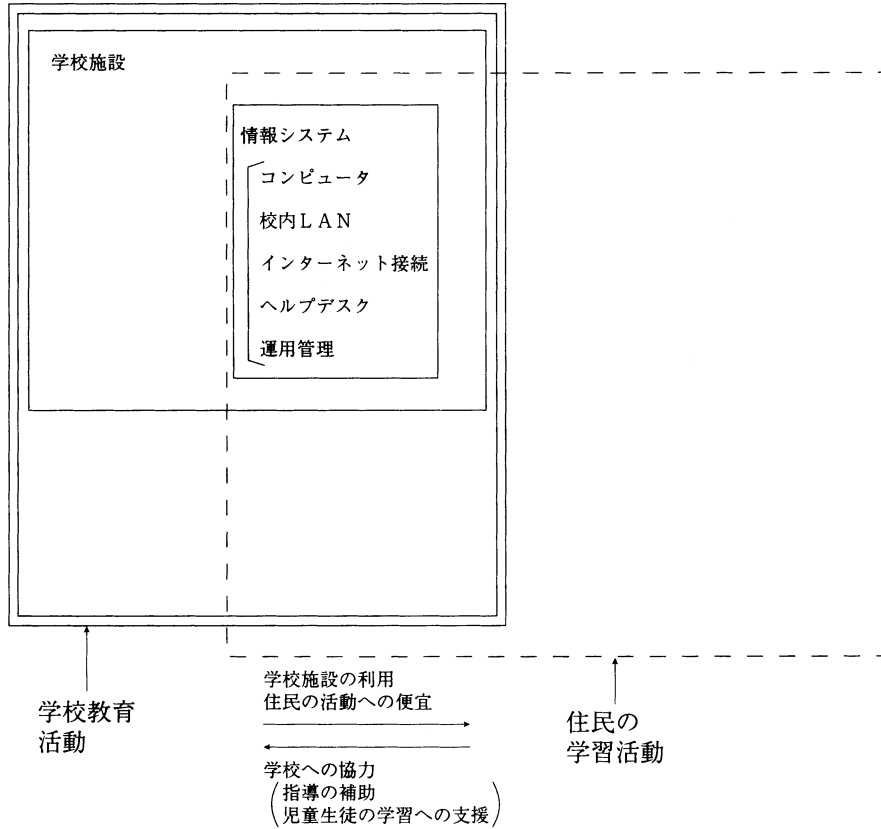
- ・家庭にインターネットに接続したパソコンがない人も、自宅近くで利用できる。
- ・操作方法がわからない場合、そこに来ての人に尋ねるか、あるいは教育委員会が契約しているヘルプデスクを利用することができる。
- ・住民団体又はグループが、インターネットを使って情報を入手し、又は情報発信するための拠点として利用できる。
- ・住民にとって、一人で学習するより仲間とコミュニケーションを取りながら学習する方が続けやすく学習の効果が上がりやすいが、学校がそのような場を提供する。

##### ② 学校にとって

- ・児童生徒が放課後などにコンピュータを利用して学習する場合、操作方法、情報検索方法などについて、利用している住民から指導や支援を受けることができる。

28) 注3参照

図2 学校の情報システムの住民の学習活動への活用



- ・利用している住民と種々の場面での協力関係を築くことが容易になる。

③ 行政にとって

- ・学校のコンピュータ等の設備を住民の生涯学習に利用できることとなり、住民の生涯学習が促進される。
- ・住民の生涯学習での利用のためのコンピュータを学校のものと同共用することにより、社会教育施設へのコンピュータの設置・インターネットの接続を、学校の設備との役割分担を図った上で真に必要なものだけに限ることが可能になる。これにより、事務の効率化、経費の節約ができる。

(4) 学校のコンピュータ等を住民の生涯学習に活用するための条件整備

学校のコンピュータ等を学校教育にも住民の

生涯学習にも利用する場合には、学校管理上、またコンピュータ及びネットワークの管理上問題が生じないような仕組みをつくる必要がある。このため、学校や地域の実情に応じた方策が採られることになるが、例えば次のような方策が考えられる。

- ① 学校教育でコンピュータ等を使用する場合には、住民の利用よりもこれを優先する。
  - ・授業時間中は、住民は使用しない（授業で指導の補助などを行う場合を除く。）。
  - ・授業時間外であっても、児童生徒が課外活動、自習などのために使用する場合は、原則としてこれを優先する。
- ② 生涯学習に使用することにより、学校に追加負担をかけない。
  - ・住民がホームページを作って情報発信するなどの場合には、学校教育用とは別に

サーバを置いたほうがいい場合もあるが、そのような場合には教育委員会の負担で設置し、その管理も教育委員会が行う。

- ・住民の使用に伴い必要になる通信料金、紙などの消耗品も、教育委員会が負担し、学校の持ち出しにならないようにする。

③ 生涯学習で使用する利用者の管理は教育委員会が行う。

- ・原則としてグループで登録することにより使用を認めることとし、個人での使用は認めない。
- ・グループの登録は教育委員会が行い、使用については、グループの代表者が責任を負う。
- ・教育委員会は、使用するグループに対し、使用に当たっての条件や注意事項を説明し、かつ学校教育で使用する際に児童生徒への指導・支援をすることについて、グループに協力を要請する。

## おわりに

生涯学習に関する情報提供に関し、主に市民参加による情報提供の観点から、最近の行政施策の動き、地方自治体での試みなどの現状とこれを促進するための方策について考えた。

最近、地域づくりや地域の諸問題の解決のため、市民参加を推進すべきとの論議が盛んであり、地方自治体でも様々の方法でこれが行われている。国レベルでも、情報公開、パブリックコメント制など、意思決定、制度の立案などへの国民の参画を促進する制度が実施されてきている。

生涯学習における市民参加の流れは、このような行政における市民参加の流れと同一方向にあると見ることができる。生涯学習における各種の学習機会の提供、教材の整備などにおいて、行政が主要な役割を果たしてきたことから、行政における市民参加が生涯学習行政においても行われるのは自然なことである。

他方、学校教育においては、既存の知識の伝達を中心とする教育から、自ら学ぶ力を育成することを重視する教育への転換が目指されている。平成8年7月の中央教育審議会「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第一次答申）」では、「これからの子供たちに必要となるのは、いかに社会が変化しようと、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力であり、また、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性であると考えた。」と述べている<sup>29)</sup>。

この背景には、近年の国際化、情報化、科学技術の発展など、社会経済の変化のスピードが速まり、将来の見通しの不確実性が高まっており、我が国がこれまでの社会経済構造や発展の方法の変革を迫られているという状況がある。

生涯学習においても、社会教育機関が提供するものを学習するだけでなく、自ら講座を企画したり、自ら指導者となったり、自ら学習情報を発信したりすることにより、市民同士が学び合い、活動し、創造していくことが一層求められるであろうし、またそれが人々の学ぶ喜びにつながるであろう。

29) 中央教育審議会「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」（第一次答申）（平成8年7月）第1